尾道市建設工事監督実施要領を次のように定める。

平成24年4月1日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市建設工事監督実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施要領は、尾道市建設工事監督規程(平成24年訓令第1号。以下「監督規程」という。)第3条第2項の規定に基づき、市長が行う建設工事の監督に必要な事項を定めることにより、監督業務の適正な実施を図ることを目的とする。

(監督)

第2条 監督とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の 2第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要 な監督をいい、この履行に当たっては、監督規程第2条に規定する監督 員の責務に基づき行わなければならない。

(監督行為)

第3条 監督行為とは、尾道市建設工事執行規則(昭和39年規則第29号。以下「工事規則」という。)第14条、第19条の2、第21条、第23条から第27条まで、第28条、第29条、第31条、第32条、第37条から第40条まで、第45条、第48条、第54条から第56条まで及び第58条の2に定める調査、管理、立会い、指示、承諾、協議、交付、試験、検査、請求、確認、通知、受理、把握、調整、報告、審査等の行為を総称していう。

(監督員)

第4条 工事規則第21条第1項に規定する監督員は、監督規程第5条の規定により、総括監督員、主任監督員及び一般監督員に分任する。この場合において、主任監督員及び一般監督員については、それぞれ2人以上の監督員を指定することができる。

(監督業務の分類)

第5条 監督業務は、監督規程第4条各号に規定する総括業務、主任業務

及び一般業務に分類し、業務内容に応じた分類は別表1のとおりとする。

(監督員の担当業務)

第6条 監督規程第5条の規定により、総括監督員は総括業務、主任監督員は主任業務、一般監督員は一般業務を担当する。ただし、軽微な工事については、総括監督員は総括業務及び主任業務を、一般監督員は一般業務を担当する。

(監督員の通知)

第7条 監督員及びその職務分担は、受注者に通知する。

第2章 監督

第1節 契約の履行の確保

(契約図書の内容の把握)

第8条 監督員は、契約書、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書)及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。

(施工体制の把握)

第9条 監督員は、受注者から提出された施工体制台帳を基に、施工上の 技術的な管理をつかさどる者の設置状況及びその他の工事現場の施工 体制が施工体制台帳の記載に合致しているかを把握する。

(工程把握及び工事促進指示)

第10条 監督員は、受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。

(関連工事の調整)

第11条 監督員は、受注者の施工する工事及び市の発注による第三者の施工する他の工事が、施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対して指示を行う。

(施工計画書の受理)

第12条 監督員は、受注者から提出された施工計画書により、施工計画 の概要を把握する。

(契約書及びに設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等)

- 第13条 監督員は、受注者又はその代理人に対し、契約書及び計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む。)、受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。
- 2 監督員が、その権限又は職務に基づき、受注者又はその現場代理人に

対して行う指示、承諾、協議、受理等は、工事打合せ簿による書面をもって行う。

(条件変更に関する確認、調査、検討及び通知)

- 第14条 監督員は、工事の施工に当たり、次に掲げる事実を発見したとき又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討の上、必要により工事内容の変更及び設計図書の訂正内容を定める。
 - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態及び施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の調査結果を受注者に通知(指示する必要がある場合は当該指示を含む。)する。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、 あらかじめ契約担当職員の承認を受ける。

(変更設計図面及び数量等の作成)

第15条 監督員は、一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料をもとに作成する。

(工期変更の事前協議及び結果の通知)

第16条 監督員は、工事規則第27条第7項、第28条第1項、第29条第5項、第30条から第32条まで、第33条第1項及び第51条第2項の規定による工期変更について、工期変更の対象であるか否かを受注者と事前協議し、及び当該結果の通知を行う。

第2節 施工状況の確認等

(事前調査等)

- 第17条 監督員は、次に掲げる事前調査業務等を行う。
 - (1) 工事基準点の指示
 - (2) 既設構造物の把握
 - (3) 支給(貸与)品の確認
 - (4) 事業損失防止家屋調査の立会い

- (5) 受注者が行う官公庁等への届出の把握
- (6) 工事区域用地の把握
- (7) その他必要な事項

(指定材料の確認)

- 第18条 監督員は、設計図書において監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督員の立会いの上調合し、若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い又は確認を行う。
- 2 監督員は、別表 2 (指定材料の品質確認一覧) により、設計図書において事前に監督員の確認を受けるものと指定された材料の確認を行う。 (工事施工の立会い)
- 第19条 監督員は、設計図書において、監督員の立会いの上、施工する ものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。 (工事施工状況の段階確認)
- 第20条 監督員は、設計図書に示された施工段階において、別表3から 別表6までに基づき臨場等により確認を行う。

(工事施工状況の把握)

第21条 監督員は、主要な工種について、別表7に基づき適宜臨場等により施工状況の把握を行う。

(建設副産物の適正処理状況等の把握)

第22条 監督員は、建設副産物を搬出する工事にあっては、産業廃棄物管理表(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握し、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。

(改造請求及び破壊による確認)

- 第23条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認めるときは、改造の指示を行う。
- 2 監督員は、次の各号のいずれかに違反した場合又は工事の施工部分が 設計図書に適合しないと認める相当の理由がある場合において、必要が あると認めるときは、工事の施工部分を破壊して確認する。
 - (1) 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- (2) 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと 指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- (4) 受注者は、前2号に規定するほか、市長が特に必要があると認めて 設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指 定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定め るところにより当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当 該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品の確認並びに引渡し)

- 第24条 監督員は、設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当職員が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格及び性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。
- 2 監督員は、前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合又は使用に適当でないと認める場合は、これに代わる支給材料又は貸与品を契約担当職員と打合せの上、引渡し等の措置をとる。

第3節 円滑な施工の確保

(地元対応)

第25条 監督員は、地元住民からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。

(関係機関との協議、調整等)

第26条 監督員は、工事に関して関係機関との協議、調整等における必要な措置を行う。

第3章 監督員の契約担当職員への報告

(工事の中止、工期の延長の検討及び報告)

- 第27条 監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認めるときは、中止期間を検討し、契約担当職員に報告する。
- 2 監督員は、受注者から工期延長の申出があった場合は、その理由を検討し、契約担当職員に報告する。

(一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告)

第28条 監督員は、工事目的物等の損害について受注者から通知を受けた場合は、その原因及び損害の状況等を調査し、発注者の責めに帰する理由及び損害物の請求内容を審査し、契約担当職員に報告する。

(不可抗力による損害の調査及び報告)

- 第29条 監督員は、天災等の不可抗力による工事目的物の損害について 受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確 認結果を契約担当職員に報告する。
- 2 監督員は、損害額の負担請求内容を審査し、契約担当職員に報告する。 (第三者に及ぼした損害の調査及び報告)
- 第30条 監督員は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、 その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければなら ないと認める場合は、契約担当職員に報告する。

(部分使用の確認及び報告)

第31条 監督員は、部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、 契約担当職員に報告する。

(部分払請求時の出来形の審査及び報告)

- 第32条 監督員は、部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の 審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当職員に報告する。 (工事関係者に関する措置要求)
- 第33条 監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と 認められる場合及び主任技術者、監理技術者、専門技術者又は下請人等 が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認める場合は、契約担当職 員に対し措置要求を行う。

(措置請求、報告及び必要書類の作成)

- 第34条 監督員は、次の各号のいずれかに該当し契約を解除する必要があると認める場合は、契約担当職員に対し措置請求を行う。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により、工期内に完成しないとき又は工期 経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認め られるとき。
 - (3) 工事規則第22条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (5) 工事規則第58条の2の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 監督員は、受注者から契約解除の通知を受けたときは、契約解除要件 を確認し、契約担当職員に報告する。
- 3 監督員は、契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来 高対照表の作成を行い、契約担当職員に報告する。

第4章 監督員のその他の業務

(現場発生品の処理)

第35条 監督員は、工事現場における発生品について、規格、数量等を 確認し、その処理方法について指示する。

(臨機の措置)

第36条 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。

(事故に対する措置)

第37条 監督員は、事故が発生した時は、速やかに状況を調査し、契約 担当職員に報告する。

(工事完成検査等の立会い)

第38条 監督員は、工事の完成、出来形及び中間の各段階における工事 検査の立会いを行う。

(工事成績の評定)

第39条 総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき、尾道市工事成績評定要領(平成23年10月1日制定)に基づき、工事成績の評定を行う。ただし、軽微な工事については、これを省略する。

(軽微な工事の定義)

第40条 監督規程第5条ただし書及び前条に示す軽微な工事とは、請負代金額500万円未満の工事とする。

(検査日の通知)

第41条 監督員は、工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。

(工事記録)

第42条 監督員は、工事打合せ簿等により、監督経緯を明らかにする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。